

平成 25 年度定期監査(3)(土木工事)監査結果報告書

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 1 項および第 4 項の規定により、平成 25 年度定期監査(3)を下記のとおり実施したので、同条第 9 項の規定に基づきこれを提出する。

記

1 監査の概要

(1) 監査の実施時期

平成 25 年 5 月 17 日から同年 7 月 4 日までの間において実日数 4 日間

(2) 監査の方針

今回の監査は、平成 25 年度練馬区監査基本計画に基づき、監査対象部課の所管する平成 24 年度の土木工事が、地方自治法第 2 条第 14 項および第 15 項の趣旨に則って、適正かつ効率的に行われているか等について実施した。

(3) 監査の視点

監査対象工事が、工事計画や起工手続き、設計、積算における算定、支払事務等が適正に行われているか等を主眼として監査を実施した。

さらに、以下の視点を重点にして監査を行った。

ア 事業目的に基づき設計が適切かつ合理的に行われているか。

イ 設計図書の作成および関係官庁との協議等が適切に行われているか。

ウ 現場等の安全管理は適切に行われているか。

エ 施工は図面、特記・標準仕様書等に基づき適切に行われているか。

オ 工事関係書類の確認および監督は適切に行われているか。

(4) 監査対象工事

ア 路面改良工事(その 11) [練馬区石神井台四丁目・八丁目地内]

イ 道路整備工事(北町 6 号線) [練馬区北町一丁目・二丁目地内]

ウ 練馬区荒川河川敷野球場整備工事 [埼玉県朝霞市下内間木地先]

(5) 監査対象部課

区民生活事業本部地域文化部スポーツ振興課

環境まちづくり事業本部都市整備部東部地域まちづくり課

環境まちづくり事業本部土木部道路公園課、計画課

2 監査の結果

適正に行われていた。